



事故や災害など、普段の生活の中でも、いつどこで傷病者に遭遇するか分かりません。いざという時、皆さんの行動で、救命率を上げることができます。救命率を上げる方法には、自動体外式除細動器(AED)や心肺蘇生法があります。

市では、公共施設などにAEDを整備するとともに、事業所や店舗に設置しているAEDについて市民が使用できるように協力体制の強化を図っています。AEDを設置している施設・事業所・店舗によっては、夜間や休館日などにAEDが使用できない場合があるので、設置場所などについては、市ホームページか市防災ハザードマップを見てください。また、市内の14自治会館には、24時間誰でも使用可能なAEDを設置しています。

併せて、自治会のバス旅行や各種スポーツ大会などのイベントへAEDの貸し出しを行っているので、希望する場合は、消防総務課に問い合わせてください。

☎同課 ☎76-0119



**AEDとは** Automated External Defibrillator

心臓に電気ショックを与えるための機械の一つで、意識がない傷病者を発見してから救急車が到着するまでの間に、傷病者などに対して行う救命行為のために使用するものです。医療従事者以外の人でも使うことができます。

突然心臓が止まってしまう原因として、心臓が細かくけいれんすることで起こる「心室細動」があります。AEDは、付属パッドを貼り付けると、心室細動かどうかを判断し電気ショックが必要な場合には音声で指示します。

いざという時のために、正しい使用方法を理解し、使えるようにしましょう。



**普通救命講習会を行っています**

市では、定期的に普通救命講習会を行っています。AEDの使い方や心肺蘇生法、応急手当などについての講習を受けることができます。申し込みなどについては、広報あやせや市ホームページを見るか同課へ問い合わせてください。

**AEDの使用と心肺蘇生法の手順**

- 1 安全を確認する 
- 2 意識を確認する 
- 3 意識がない場合、助けを呼び119番通報とAEDの手配をする 
- 4 普段どおりの呼吸をしているか確認する 
- 5 呼吸がない場合、胸骨圧迫を30回行う(傷病者の口元を布やタオル、マスクなどで覆う) 
- 6 気道の確保を行う 
- 7 人工呼吸を2回行う(新型コロナウイルスなどに感染している方や感染が疑われる方、感染しているか不明な場合などは省略) 
- 8 AEDが到着するまで、5と7を継続する 
- 9 AEDの電源を入れる 
- 10 付属のパッドを取り出し、AEDに示されている図のとおり、傷病者の肌に直接貼る 
- 11 周囲の人が傷病者に触れていないことを確認し、ショックボタンを押す 
- 12 救急車が到着するまで、5と7、11を繰り返す

※10～12は、AEDの音声メッセージに従ってください。